

通学体制について(事務局素案)

通学体制については、統合に伴い通学距離が延びる児童に対する負担の軽減に加え、通学における安全性の確保、更には持続可能性等を考慮し、以下の体制とする。

スクールバス等の運行について

【基本方針】

統合小学校から自宅までの距離が、おおむね2kmを超える地域に居住する児童を対象とし、対象児童数に応じて車種等を選定する。

① スクールバス(マイクロバス又はワゴンタイプ)

対象地区:平倉区、山居区、栃谷区、五ノ坪区

② 路線バス(東秩父路線バス)

※ 東秩父路線バスの運行経路を変更し、統合小学校経由となった場合。

対象地区:上郷区、折原下郷区、上平・下小路区、立原区、秋山区、三品区

③ タクシー

対象地区:小園区

【検討・協議事項】

- ・スクールバスの運行に伴う、停留所、発着所の確保について
※道路の拡幅等が生じる場合は建設課と連携し対応
- ・運行経路の検討
- ・運行ダイヤの検討

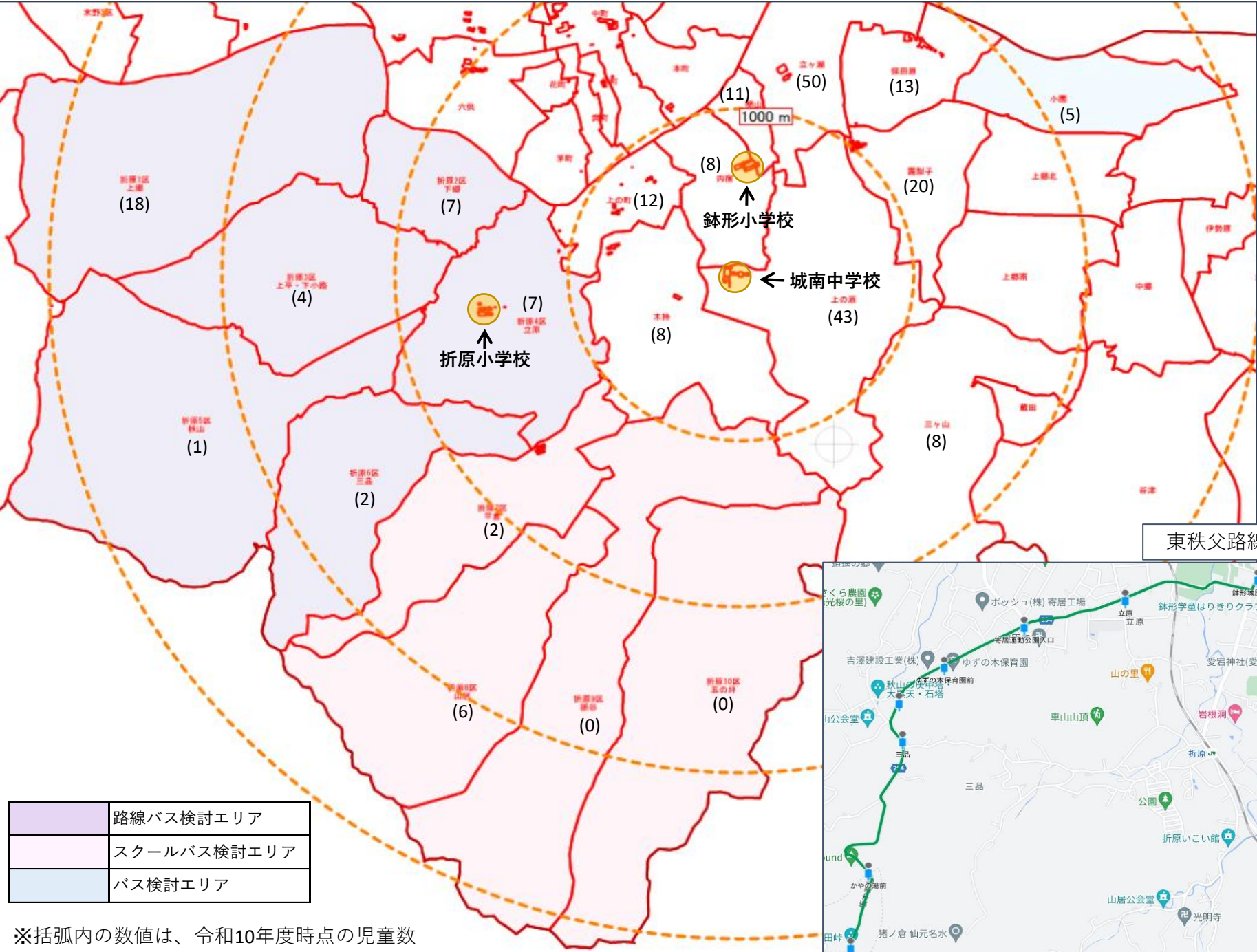
通学路の安全確保について

統合に伴い、変更となる通学路の安全確認及び、対策必要箇所の抽出を行い、必要となる措置を行う。

【検討・協議事項】

- ・通学路の選定について
- ・通学路の安全確認について(対策必要箇所の抽出)
- ・防犯対策について(防犯灯の設置状況等について)

運行体制エリア図



※括弧内の数値は、令和10年度時点の児童数

東秩父路線バス経路図

